

協力業者の安全衛生管理基準

[] 安全衛生管理

1. 自主的安全衛生管理

協力業者としての責任を自覚し、独自の管理体制を確立して自主的安全衛生管理を実施する。

2. 統括管理への協力

工事事務所が行う統括安全衛生管理のうち、下記の業務について積極的に協力する。

- (1) 安全衛生責任者・職長の常駐
- (2) 各種責任者の専任
- (3) 現場安全衛生協議会への参加
- (4) 作業管の連絡調整
- (5) 作業場所の巡視
- (6) 協力業者が行う労働者の安全衛生教育
- (7) 新規入場者教育の実施
- (8) 雇入れ時、定期健康診断及び特殊健康診断の実施
- (9) 統一された合図、集積場所、警報等の厳守
- (10) 現場で行う各種点検業務
- (11) 安全朝礼への参加
- (12) 定期打合せへの参加
- (13) 作業終了前の15分間清掃
- (14) 是正指示書及び是正報告書制度
- (15) 職長会への参加
- (16) セフティ・マスター制度の実施
- (17) その他取り決め事項の厳守

3. 提出書類

(1) 関係官庁へ提出する書類

- イ. 適用事業報告書
- ロ. 就業規則届(就業人員10人以上の場合)
- ハ. 時間外労働、休日労働に関する協定書
- ニ. 監視、継続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書
(炊事人、守衛等を雇用している場合)
- ホ. 寄宿舍設置届及び寄宿舍規則届
- ヘ. 統括安全衛生管理者選任報告書(就労人員100人以上の場合)
- ト. 安全管理者選任報告書(就労人員50人以上の場合)
- チ. 衛生管理者、産業医選任報告書(就労人員50人以上の場合)
- リ. 定期健康診断結果報告書
- 又. 労働者の募集に関する届出書

(2) 工事事務所へ提出する書類

- イ. 施工体制台帳
- ロ. 安全衛生誓約書
- ハ. 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)(再下請負通知書様式)
- ニ. 下請負業者編成表
- ホ. 中小事業主・一人親方等就労届
- ヘ. 労災上積補償保険加入報告書
- ト. 作業員名簿
- チ. 年少者及び高齢者就労許可願
- リ. 免許証・修了証の写
- 又. 作業主任者・作業指揮者報告書
- ル. 持込機械等(移動式クレーン・車輛系建設機械等)使用届
- ヲ. 持込機械等(電動工具・電気溶接機)使用届
- ワ. 工事用車輛届

カ.危険物・有害物持込使用届

ヨ.その他工事事務所で要求されるもの

尚、以上の内容について変更を生じた場合には、遅滞なく変更届を提出する。

4. 下請負人、再下請負人の使用

工事の施工上やむなく下請負人或は再下請負人を使用する場合は、建設業法に定める許可業者をあて、工事の施工、労働安全衛生管理については充分監督指導を行い、万全を期すと共に別紙建設業法、雇用改善法に基づく届出書（再下請負通知書）を提出する。

5. 各種責任者の選任（不適格者の就業禁止）

工事事務所における安全衛生管理の責任体制を明確にするため、各種責任者を選任し、その都度別紙様式により工事事務所長に報告すると共に、選任者の職務を遂行させる。

（1）職長の選任

（2）安全衛生責任者（職長、世話役等）の選任

（3）安全衛生推進者（就労人員10人以上50人未満の場合）の選任

（4）免許所有者の選任

次の作業について必ず免許証（資格）を確認し、無免許者は絶対に就業させない。

イ.クレーン運転者（吊上げ荷重5トン以上）

ロ.移動式クレーン運転者（吊上げ荷重5トン以上）

ハ.デリック運転者（吊上げ荷重5トン以上）

ニ.ガス溶接作業主任者

ホ.火薬類取扱保安責任者

ヘ.発破技士

ト.導火線並びに電気発破作業指揮者

チ.高圧室内作業主任者

リ.衛生管理者（就労人員50人以上の場合）

ヌ.電気主任技術者（自家用電気工作物、契約50KW以上の場合）

ル.電気工事士

ヲ.ボイラー取扱い作業主任者

ワ.第一種圧力容器取扱い作業主任者

カ.ボイラー溶接士及び整備士

ヨ.潜水土

タ.危険物取扱い者

レ.作業環境測定士

ソ.エックス線作業主任者

ツ.ガンマ線透過写真撮影作業主任者

（5）作業主任者の選任（免許所有者・技能講習修了者）

次の作業については有資格者の中から作業主任者、作業者を選任して、法に定める業務をさせる。

イ.掘削高さ2m以上の地山の掘削、採石のための掘削作業

ロ.土止め支保工の切梁又は腹起しの取付又は取外し作業

ハ.型枠支保工の組立又は解体の作業

ニ.吊足場、張出し足場又は高さ5m以上の足場の組立、解体又は変更の作業

ホ.高さ5m以上の建築物等の鉄骨の組立、解体又は変更の作業

ヘ.高さ5m以上又は支間30m以上の鋼橋の架設、解体又は変更の作業

ト.高さ5m以上又は支間30m以上のコンクリート橋の架設又は変更の作業

チ.床上操作式クレーンの運転（吊上げ荷重5トン以上）

リ.小型移動式クレーンの運転（吊上げ荷重1トン以上5トン未満）

ヌ.玉掛けの作業（吊上げ荷重1トン以上）

ル.車輻系建設機械運転者（整地・運搬・積込み・掘削用、機体重量3トン以上）

ヲ.車輻系建設機械運転者（基礎工事用、機体重量3トン以上）

ワ.車輻系建設機械運転者（解体用ブレーカ、機体重量3トン以上）

カ.フォークリフトの運転（最大重量1トン以上）

ヨ.ショベルローダー、フォークローダーの運転（最大荷重1トン以上）

タ.不整地運搬車の運転（最大積載荷重1トン以上）

レ.高所作業車の運転（作業床の高さ10m以上）

- ソ.ガス溶接作業
- ツ.酸素欠乏危険作業（1種）
- ネ.酸素欠乏及び硫化水素中毒危険作業（2種）
- ナ.高圧室内作業
- ラ.コンクリート破砕器作業
- ム.木材加工用機械を扱う作業
- ウ.ボイラー据付工事の作業
- ノ.ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱い作業
- オ.第一種圧力容器の取扱い作業
- ク.高さ2m以上のはい作業
- ヤ.有機溶剤作業
- マ.特定化学物資を取扱う作業
- ケ.ずい道等の掘削等作業
- フ.ずい道等の覆工作業
- コ.高さ5m以上の木造建築物の組立等作業
- エ.高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体等作業
- テ.ずい道等の救護技術管理者
- ア.放射線作業に係る作業
- サ.ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業
- キ.鉛ライニング作業

（6）特別教育修了者を必要とする業務

次の作業については、特別教育修了者を就業させる。

- イ.クレーン運転者（吊上げ荷重5トン未満）
- ロ.小型移動式クレーンの運転者（吊上げ荷重5トン未満）
- ハ.デリック運転者（吊上げ荷重5トン未満）
- ニ.建設用リフトの運転者
- ホ.車輻系建設機械運転者（整地・運搬・積込み・掘削用、機体重量3トン未満）
- ヘ.車輻系建設機械運転者（基礎工事用、機体重量3トン未満）
- ト.車輻系建設機械運転者（解体用ブレーカ、機体重量3トン未満）
- チ.基礎工事用建設機械（自走できないもの）の運転
- リ.車輻系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作
- ヌ.ローラー系締固め機械の運転
- ル.コンクリートポンプ車の作業装置の操作
- ヲ.ボーリングマシンの運転
- ワ.フォークリフトの運転（最大荷重1トン未満）
- カ.ショベルローダー、フォークローダーの運転（最大荷重1トン未満）
- ヨ.不整地運搬車の運転（最大積載量1トン未満）
- タ.高所作業者の運転（作業床の高さ10m未満）
- レ.動力巻上機の運転
- ソ.軌条動力車の運転
- ツ.玉掛けの作業（吊上げ荷重1トン未満）
- ネ.アーク溶接作業
- ナ.ゴンドラの操作
- ラ.電気取扱い作業（電路の点検、修理、敷設の作業）
- ム.送気用コンプレッサーの運転
- ウ.高圧作業室への送気の調節作業
- ノ.気閘室への送排気の調節作業
- オ.再圧室の操作作業
- ク.潜水作業への送気の調節作業
- ヤ.酸素欠乏危険作業
- マ.研削といし取替え、試運転の作業
- ケ.タイヤ空気充てん作業
- フ.特定粉塵作業
- コ.高圧室内作業
- エ.ずい道等の掘削・覆工等作業
- テ.小型ボイラーの取扱い作業

- ア. 伐木作業
- サ. 産業用ロボットの教示に係る機械の操作
- キ. 産業用ロボットの検査に係る機械の操作

(7) 作業指揮者の選任

次の作業については作業主任者を選任し、その者の指揮により法に定める業務をさせる。

- イ. 建築物、橋梁、足場等の組立、解体又は変更の作業
(但し、主任技術者を選任するものは除く)
- ロ. 導火線並びに電気発破作業
- ハ. クレーンの組立又は解体の作業
- ニ. デリックの組立又は解体の作業
- ホ. エレベーターの組立又は解体の作業
- ヘ. 建設用リフトの組立、解体、変更又は移動の作業
- ト. くい打振機の組立、解体、変更又は移動の作業
- チ. 車輻系荷役運搬機械等作業
- リ. 車輻系建設、荷役運搬機械の修理又はアタッチメントの装着及び取外し作業
- ヌ. コンクリートポンプ車の輸送管等の組立又は解体の作業
- ル. 1ヶ100kg以上の貨物の積卸し作業
- ヲ. ガス導管防護の作業
- ワ. 停電作業又は活線近接作業
- カ. 危険物取扱い作業
- ヨ. 鉄道等営業線近接工事の場合は、有資格者の工事指揮者、事故防止責任者の選任
- タ. ずい道等の内部で行うガス溶接作業
- レ. し尿、腐泥等を入れた設備の改造等の作業
- ソ. 高所作業車を用いて行う作業

(8) 監視人等の選任

次の作業については、工事事務所長の指示に従い、監視人、誘導者等適任者を指名の上に配置し、危険防止に努める。

- イ. 建設機械、荷役運搬機械の転落、転倒並びに接触の危険のある場合
- ロ. 坑内における動力車による後押し運転の場合
- ハ. 明り掘削の場合建設機械等が作業個所に後進して接近する又は転落の恐れがあるとき、
或はトンネル建設、採石作業における前記作業を行う場合
- ニ. 3m以上の高所から物体を投下する場合
- ホ. 軌道上又は軌道近接の作業の場合
- ヘ. 通路と交叉する軌道で車輻を使用する場合
- ト. 酸素欠乏危険個所における作業
- チ. 特別高圧活線に近接しての作業又は停電作業を行う場合
- リ. 工作物の建設等作業、架空電線近接作業
- ヌ. 採石作業における運搬機械等の運行経路の補修、保持の作業
- ル. 上記運行経路上での岩石の小割又は加工の作業
- ヲ. ずい道等の内部の火気又はアークを使用する場合(防火担当者)

(9) 自動車安全運転管理者及び整備管理者

自動車の運行等については勿論運転免許所持者をあて、総括的な管理には法による安全運転管理者及び整備管理者を指名選任する。

6. 持込機械、建設物(建物、設備、材料)等について

- (1) 持込機械類については、別紙持込機械等使用提出届を提出し、承諾を受けて使用する。
- (2) 特に移動式クレーン、車輻系建設機械等については、転倒防止等作業方法について事前の検討を行い、作業責任者の選任等安全確保上必要な措置を講ずると共に別に定める移動式クレーン・重機等打合書を活用する。
- (3) 持込み建設物等については、安全に整備したものを配置すると共に責任者を定め常に点検し、安全性と環境衛生の維持に努める。
尚、監督官庁の検査、点検保守、記録保存等必要な業務については、責任をもって実施する。

7. 高年齢者及び疾病者の使用制限

高血圧、低血圧、心臓疾患、肝臓障害等の健康異常者、視力、聴力、運動神経機能等に障害のある者、及び高年齢者については、適正配置に留意し、特に墜落の危険が考えられる高所作業等には配置しない。

8. 女子及び年少者の使用制限

作業員のうち女子・妊産婦及び18歳未満の年少者については、法令に就業制限のある業務には就業させない。

9. 安全衛生教育

雇い入れた作業員に対する教育は、工事事務所に依存することなく責任をもって実施する。

- (1) 新規採用時
- (2) 作業内容を変更した場合
- (3) 新規入場者教育
- (4) 特別教育
- (5) 職長教育

10. 作業員の遵守事項

次の事項については「作業員の遵守事項」として、安全衛生ミーティング等において作業員に充分徹底させ、不安全行動のないようにする。

(1) 安全設備等の機能の確保

- イ. 安全設備等については、毎日作業開始前の点検を必ず実施すると共に、指示を受けずにこれを取外したり、その機能を失わせるような措置はしない。
- ロ. 安全設備等がその機能を失っていることを発見した場合、直ちに工事事務所長に連絡すると共に使用禁止又は危険表示する。

(2) 安全保護具の完全着装

- イ. 現場では保護帽は常に着装させる。
- ロ. 墜落の危険が予測される高所作業等には、必ず安全帯を着装させる。
- ハ. 感電の危険のある作業をする場合には、必ず絶縁保護具を使用させる。
- ニ. 強烈な光を発生する作業では、必ず防護眼鏡を使用させる。
- ホ. 粉塵の多発する場所での作業には、必ず防塵マスクを使用させる。
- ヘ. 高音の発生する作業には、必ず耳栓を使用させる。
- ト. その他有害な作業をする場合には、必ずそれに応じた指定の保護具を使用する。

(3) 火災・爆発の防止

- イ. 焚火、溶接等火気を使用する場合は、工事事務所の定める「火気使用許可制度」を確実に励行する。
- ロ. 爆発性、可燃性のもののある場所では、発火元となるものの持込みを禁止すると共に、火気は絶対に使用しない。
- ハ. 作業場内では指示の場所以外では喫煙、採暖しない。
- ニ. 火気を使用した場合、必ず責任をもって跡始末する。

(4) 信号、合図等の徹底と厳守

工事事務所において定められた信号、合図等の方法は作業員に徹底し、必ずこれに従わせる。

(5) 機械車輛等の行動範囲内への立入禁止

建設機械等の作業行動範囲、巻上用ワイヤーロープの内角側、ブームの下方、車輛等の後方運転台からの死角、その他狭隘の場所での機械車輛等に接触する危険の考えられる場所には、作業員を絶対に立入らせない。

(6) 搬器等への搭乗禁止

建設用リフト等の搬器、鋼トロ台車等に作業員は絶対に搭乗させない。

- (7) 物体等の投下或は荷揚げ、荷卸しの際の危害防止
 - イ. 3m以上の高所からの物体の投下は、投下用の設備によるか、専任の監視人をつけた場合以外は絶対に行わない。
 - ロ. 材料、物品等の荷揚げ、荷卸しには、玉掛け作業以外では吊網か吊袋を必ず使用する。
- ハ. 吊荷の下方、リフト等の搬器の下部等物体の落下のおそれがある場所には絶対に作業員を立入らせない。

(8) 運転者の義務

- イ. クレーン等の運転者は荷物を吊ったままの状態を離れてはならない。
- ロ. 車輛を離れる際は、エンジンの停止、ブレーキの引き締め、運転室等の施錠、車輪の歯止め等の必要な安全措置を講じ、エンジンキーは確実に保持する。
- ハ. 機械の点検保守の要項を熟知し、作業開始前、作業中、作業終了後の点検整備を確実に実施し、記録を保管する。

1 1 . 作業員の遵守事項

作業員の安全と環境を保持するため、次の事項を守り5S（整理、整頓、清潔、清掃、しつけ）運動を徹底する。

- (1) 毎日の作業終了時、自己の作業場で発生した材料、屑等は責任をもって片付ける。
- (2) 材料の積卸しについては、指定の場所に危険のないよう集積し、通路など工事施工の障碍とならないようにする。

[] 労務管理

工事事務所における安全衛生管理面の確立について重大な影響を持つ労務管理には、次の諸点に留意して実施する。

1 . 備付け書類

書類は常に整備し、要請に応じ何時でも提出できるようにしておく。

- (1) 雇用通知書（又は労働契約書）
- (2) 労働者名簿
- (3) 賃金台帳
- (4) 年令証明書
- (5) 出勤簿
- (6) 健康診断個人票（雇入れ時、定期又は特殊健康診断）

2 . 賃金支払い

賃金の支払いには賃金五原則を守り、労働者の賃金を正しく計算し、賃金の不支払い等のトラブルは絶対に起こさない。

万一、下請負者・再下請負者において起きた賃金不払い等の問題については、全責任をもって解決する。

3 . 社会保険

作業員の福利厚生を向上させるため、雇用保険、健康保険及び厚生年金の適用対象者はすべてこれらの保険に加入させる。

4 . 労災保険

労災事故の発生した場合には遅滞なく次の手続を行い、被災作業員の補償に支障のないようにする。

- (1) 労働者死傷病報告
- (2) 療養補償給付たる療養給付請求書
- (3) 休業補償給付請求書

5．健康管理

常時使用する作業員について雇入時、定期及び特殊健康診断を実施し、常に作業員の健康状態を具体的に把握して適正な作業配置に留意する。

尚、健康診断結果表は法定通り保存する。

6．建設業退職金共済制度

貴社より建設業退職金共済証紙の交付を受けたときは、交付対象作業員の有する手帳に確実に貼付する。

7．職業安定法

作業員の募集については正常の手續により行い、募集違反及び労働者供給事業等、職業安定法違反のないよう関係者への周知徹底を図る。

作業員の募集にあたっては暴力組織等、労働者供給の疑いのあるものは絶対に利用しない。

8．建設労働者の雇用改善等に関する法律

雇用管理責任者を選任し、次の事項を管理させる。

- (1) 建設労働者の募集・雇い入れ及び配置に関すること。
- (2) 労働者の技能の向上に関すること。
- (3) 職業生活上の環境の整備に関すること。
- (4) 尚、建設労働者を労働省令で定める区域で募集する場合、公共職業安定所に届け出て、労働者募集従事者証を交付された者に従事させること。

[] 宿舍管理

1．報告書類

寄宿舍規則（寄宿舍の同意書添付）を届け出ると共に、食堂等にこれを揚げ、入居者に周知徹底し、これを遵守させる。

2．宿舍の管理

(1) 事業主等の明示

イ. 事業主指名

ロ. 寄宿舍管理者氏名

ハ. 寝室の定員及び入居者氏名

ニ. 火元責任者の氏名

ホ. 防火管理者氏名（入居者が50人以上の場合、資格者の者）

(2) 秩序の維持

入居者には寄宿舍規則を遵守させることは勿論、寄宿舍での風紀・衛生には特に注意し、近隣に迷惑をかけることのないよう十分に管理する。

(3) 各種施設の点検整備

寄宿舍管理者に1ヶ月以内ごとに1回、寄宿舍を巡視させ、建物、施設、設備等の維持に留意する。

(4) 賃貸契約

別途に定める寄宿舍の使用賃貸契約書を遵守する。

3．火災の防止

常に防火の意識の昂揚を図り、絶対に火災を起さないよう万全を期する。

(1) 諸設備の点検整備

炊事、暖房、灯火、喫煙、浴場等火の元の点検、跡始末を怠らず、又防火用諸施設を常に点検整備し、非常の際に充分その機能が発揮できるよう留意する。

イ. 避難階段、避難設備（避難梯子、避難用タラップ等）並びに非常用の表示

- ロ.常夜灯
- ハ.警報設備（非常ベル、サイレン等）
- ニ.自動火災報知器
- ホ.消火器、防水用水、防火砂等

（2）避難・消火訓練実施

使用開始時及び6ヶ月以内ごとに消火器の使用方法、配置場所、退避方法等について入居者の全員に徹底させ、非常の際に混乱しないよう訓練する。

4.清潔清掃

次の点に留意し、快適な居住環境を維持するよう努める。

- （1）常に宿舎内外の清掃に努め、特に寢室の万年床等非衛生の排除、清潔の維持に留意する。
- （2）食堂、炊事場、浴場、便所等については、常に排水の処理に留意し、伝染病の予防のため常に清潔を保ち、定期的に消毒を行う等の配慮をする。

以上